

# 福井大学グローバル人材育成研究センター論文等英語校正要項

令和6年3月19日  
グローバル人材育成研究センター長裁定

## (趣旨)

第1条 この要項は、福井大学グローバル人材育成研究センター（以下「センター」という。）における、福井大学（以下「本学」という。）教員からの依頼による論文等の英語校正の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この要項における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 論文等 学術論文、学会発表のための原稿等をいう。
- (2) 英語校正 英語で記載された文章について、言語的な観点から校正することをいう。
- (3) 校正者 論文等の英語校正を実施するグローバル人材育成研究センター教員（以下「センター教員」という。）をいう。

## (英語校正の申請)

第3条 英語校正を依頼する教員（以下「依頼者」という。）は、「論文等英語校正依頼書」（別紙様式）に論文等を添えて、希望する校正期限の5営業日以上前に、グローバル人材育成研究センター長（以下「センター長」という。）に申請するものとする。

## (校正受諾の条件)

第4条 センターは、依頼者からの論文等の英語校正の申請が次の各号に掲げる条件を満たし、センター教員が校正者となることをセンター長が認める場合に、英文校正の申請を受諾することができる。

- (1) 本学教員の論文等のための英語校正であること。
- (2) 校正者が、英語校正後の論文等の学術的評価に対していかなる責任も負わないこと。

## (校正者の責務)

第5条 校正者は、依頼者及び論文等内容について、第三者に開示する等の行為を行ってはならない。

2 校正者は、英語校正後も依頼者の質問等に対し可能な限り対応するものとする。

## (校正料)

第6条 英語校正料は、300語あたり、医学系分野に係るものについては2,500円、医学系以外の分野に係るものについては2,100円とする。

2 前項の英語校正料は、英語校正が完了後に、依頼者の予算から、校正者の予算に移算するものとする。

## (その他)

第7条 この要項に定めるもののほか、実施に関して必要な事項は別に定める。

## 附 則

- 1 この要項は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 福井大学語学センター論文等英語校正要項（平成25年5月13日語学センター長裁定）は、廃止する。

## 附 則（令和8年6月3日改正）

この要項は、令和8年6月3日から施行する。

別紙様式